

裁判官訴追委員会事務局特定事業主行動計画の実施状況及び
裁判官訴追委員会事務局における女性の活躍状況の公表（令和 7 年 6 月）

裁判官訴追委員会事務局では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）及び「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）」に基づき「裁判官訴追委員会事務局特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第 19 条第 6 項及び次世代育成支援対策推進法第 19 条 5 号に基づき、行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、裁判官訴追委員会事務局における女性の活躍状況を公表いたします。

《職業生活における機会の提供に関する実績》

（１）採用した職員に占める女性職員の割合

	目 標 (期間通算)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
常勤職員	35%	採用なし	採用なし	採用なし	採用なし	
非常勤職員		100% (1 人/1 人)	100% (3 人/3 人)	0% (0 人/1 人)	100% (1 人/1 人)	

（２）管理職に占める女性職員の割合・各役職段階に占める女性職員の割合

	R4 年 4 月 1 日現在	R5 年 4 月 1 日現在	R6 年 4 月 1 日現在	R7 年 4 月 1 日現在	R8 年 4 月 1 日現在	前 年 から の 変 化
管理職※割合	33% (1 人/3 人)	33% (1 人/3 人)	0% (0 人/3 人)	33% (1 人/3 人)		33%
指定職	50% (1 人/2 人)	50% (1 人/2 人)	0% (0 人/2 人)	50% (1 人/2 人)		50%
課長・主幹	0% (0 人/1 人)	0% (0 人/1 人)	0% (0 人/1 人)	0% (0 人/1 人)		0%
課長補佐・専門職	0% (0 人/3 人)	0% (0 人/3 人)	0% (0 人/4 人)	50% (2 人/4 人)		50%
係長	25% (1 人/4 人)	50% (2 人/4 人)	100% (4 人/4 人)	100% (3 人/3 人)		0%

※管理職は指定職と課長・主幹を合わせた数である。

職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績》

(1) 平均継続勤務年数の男女の差異

	R4 年 4 月 1 日現在	R5 年 4 月 1 日現在	R6 年 4 月 1 日現在	R7 年 4 月 1 日現在	R8 年 4 月 1 日現在
男性職員	18.1 年	20.1 年	21.6 年	16.6 年	
女性職員	24.3 年	20.2 年	16.6 年	18.0 年	

(2) 男女別の育児休業取得率

	目標 (期間通算)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
常勤職員 (男性)	20%	対象者なし	100%※ (1 人/1 人)	対象者なし	対象者なし	
非常勤職員 (男性)		在籍なし	在籍なし	対象者なし	対象者なし	
常勤職員 (女性)	—	対象者なし	対象者なし	対象者なし	対象者なし	
非常勤職員 (女性)	—	対象者なし	対象者なし	対象者なし	対象者なし	

※取得期間は二週間以上一月未満である。

(3) 男性職員の配偶者出産休暇 (2 日) 及び育児参加のための休暇 (5 日) の取得状況

	目標 (対象者がいる年度)	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
合計取得率	100%	対象者なし	100%	対象者なし	対象者なし	
合計平均取得日数	7 日	対象者なし	7 日	対象者なし	対象者なし	

(4) 年次有給休暇の年間平均取得日数及び年間取得日数 5 日未満の職員数

	目標 (毎年)	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
平均取得日数	16 日以上	15.8 日	12.4 日	15.1 日	16.3 日	
5 日未満の職員数	0 人	0 人	1 人	1 人	0 人	

《主な取組内容》

- (1) 定例会議を通じての休暇取得の促進
- (2) 育児・介護のための両立支援制度の内容をまとめたハンドブック (衆議院事務局作成) を参考とした各種制度の周知
- (3) 仕事と介護の両立等に関する外部研修への参加奨励
- (4) 女性のキャリアアップ等に関する外部研修への参加奨励
- (5) 職員の子どもを対象とした「子ども職場見学」の参加奨励